

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和元年12月6日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和元年12月6日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第7号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 当せん金付証票の発売について

議案第33号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第40号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

請第11号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目について

②熊本県における事務の的確・適正な執行の確保について

③会計年度任用職員制度について

④市町村における技術職員不足への対応について

⑤川辺川ダム問題について

⑥県と熊本国際空港(株)との連携について

⑦今後の情報化施策の推進に関する検討状況について

⑧地方自治法改正に伴う新たな監査基準の策定について

出席委員(8人)

委員長 橋 口 海 平

副委員長 河 津 修 司

委員 岩 下 栄 一

委員 鎌 田 聡

委員 田 代 国 広

委員 吉 田 孝 平

委員 池 永 幸 生

委員 前 田 敬 介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 白 石 伸 一

政策審議監 原 山 明 博

危機管理監 厚 地 昭 仁

政策調整監 津 川 知 博

秘書グループ課長 府 高 隆

広報グループ課長 市 川 弘 人

くまモングループ課長 浦 田 美 紀

危機管理防災課長 井 藤 和 哉

総務部

部長 山 本 倫 彦

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 福田 充
 政策審議監 平井 宏英
 総務私学局長 江藤 公俊
 首席審議員兼人事課長 小原 雅之
 財政課長 間宮 将大
 県政情報文書課長 亀丸 明弘
 総務厚生課長 中川 浩徳
 財産経営課長 永江 昌二
 私学振興課長 木村 和子
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 清田 克弘
 消防保安課長 橋本 誠也
 税務課長 増田 要一
 企画振興部
 部長 山川 清徳
 政策審議監 水谷 孝司
 地域・文化振興局長 倉光 麻里子
 交通政策・情報局長 内田 清之
 情報政策審議監 島田 政次
 企画課長 浦田 隆治
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 池永 淳一
 文化企画・
 世界遺産推進課長 内藤 美恵
 首席審議員
 兼川辺川ダム
 総合対策課長 吉野 昇治
 首席審議員
 兼交通政策課長 重見 忠宏
 情報政策課長 椎場 泰三
 統計調査課長 中村 誠希
 出納局
 会計管理者兼出納局長 瀬戸 浩一
 会計課長 村上 勲
 管理調達課長 大石 哲司
 人事委員会事務局
 局長 本田 充郎
 総務課長 伊津野 裕昭
 公務員課長 小崎 至
 監査委員事務局

局長心得 松永 正伸
 監査監 石川 修
 監査監 工藤 真裕
 監査監 林田 孝二
 議会事務局
 局長 吉永 明彦
 次長兼総務課長 横井 淳一
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 東 敬二

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文輝
 政務調査課課長補佐 松本 浩明

午前9時59分開議

○橋口海平委員長 それでは、ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第11号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第11号についての説明者を入室させてください。

（請第11号の説明者入室）

○橋口海平委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第11号の説明者の趣旨説明）

○橋口海平委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第11号の説明者退室）

○橋口海平委員長 次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

山本総務部長。

○山本総務部長 今回提案しております議案の概要について御説明を申し上げます。

一般会計補正予算ですけれども、第1号として17億円余を計上しております。

また、33号として、人事委員会勧告の実施に伴う給与改定のために6億円余を計上しており、合算いたしますと、補正総額は23億9,000万円余となります。

このほか、条例6本等につきましても、あわせて御提案申し上げます。

この後、予算関係につきましては財政課長から総括的に、そのほか予算の詳細な内容、条例等議案につきましては、各課長から御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

今回の補正予算は、冒頭提案と追加提案といたしまして御提案をさせていただきます。

これらを合わせた資料として、総務常任委員会説明資料の「追加提案関係」と記載をしております資料で御説明をさせていただきます。そちらをごらんください。

1ページをお願いいたします。

11月補正予算の概要について御説明をいたします。

まず、冒頭提案の議案第1号といたしまして、養豚農場の防疫対策強化経費ですとか、大雨、台風被害からの復旧を図るための経費を中心に、必要な予算17億5,400万円を計上

しております。

主な内容でございます。

まず、地震への対応分といたしまして、阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業などに3億円、大雨、台風による災害への対応分として、単県道路維持修繕費などに3億9,000万円、その他といたしまして、養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業などに10億6,400万円を計上しております。

以上が冒頭提案分でございます。

次に、追加提案の議案第33号といたしまして、県人事委員会勧告の実施に伴う給料や期末勤勉手当等の引き上げに要する職員給与費6億3,800万円を計上しております。

これらを合算しますと、11月補正予算は23億9,100万円となり、補正後の予算規模は8,248億4,900万円となります。

2ページをお願いいたします。

表は、一般会計のほか、特別会計、企業会計の補正予算の内訳を記載しております。こちらにつきましては、それぞれ所管の常任委員会で御審議をいただくこととなります。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

下の4ページとあわせて、歳入予算となります。

4ページの9、国庫支出金、14、諸収入、それから15、県債につきましては、主に大雨、台風被害からの復旧事業の財源となるものでございます。

また、12、繰入金の平成28年熊本地震復興基金繰入金につきましては、阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業の財源とするものでございます。

おめくりいただきまして、5ページ、6ページが歳出予算の内訳となります。

5ページの1、一般行政経費のうち、(1)人件費につきましては、給料、期末・勤勉手当などの職員給与費となります。

(4)その他につきましては、野生動物侵入

防護柵を設置する養豚農家への助成や熊本国際空港株式会社への出資を行うものでございます。

6ページの2、投資的経費につきましては、大雨、台風による災害に対応する復旧経費を中心に計上をしております。

おめくりいただきまして、7ページには、必要となる地方債の補正の内容を整理しております。

以上が今回の補正予算の概要でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○小原人事課長 人事課でございます。

説明資料の追加提案関係の9ページをお願いいたします。

総務部の令和元年度11月補正予算総括表でございます。

今回の追加提案分に係る補正予算につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事項でありますので、各課からの説明に先立ちまして、人事課から説明させていただきます。

なお、改定の詳細につきましては、後ほど関係条例案についての説明の際、改めて御説明させていただきます。

それでは、人事課の例で御説明申し上げます。

表の一番上、人事課の欄でございますが、左から4項目め、補正額(追加提案分)に記載のとおり、194万9,000円の補正をお願いしております。

各所属における補正額につきましても、各部署の補正予算総括表の補正額(追加提案分)の欄に記載のとおりでございますので、一括しての説明をさせていただき、各所属からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げ

ます。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

冒頭提案関係の説明資料の8ページをお願いいたします。

防災総務費について、5,934万円余の繰越明許費の設定でございます。

これは、右の事項欄に記載の熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業に関して、今年度、熊本地震震災ミュージアム基本計画を策定し、南阿蘇村の東海大学阿蘇キャンパスに整備する体験・展示施設等の基本設計を実施することとしております。

この基本計画の策定に当たり、土地所有者との協議や連携する市町村及び庁内関係課との意見調整に時間を要し、基本設計の年度内の完了が見込めないため、繰越設定をお願いするものでございます。

知事公室付は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループでございます。今津川が説明いたしました資料の下です。秘書グループのところ です。

一般管理費につきましては、281万円余の繰り越しとなっております。

これは、来年4月に予定いたします熊本地震犠牲者追悼式の業務委託について繰り越しを行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○市川広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の9ページをお願いします。

債務負担行為の設定につきましては、広報関係業務として6,159万円余、首都圏広報業務として1,006万円余を限度額として計上しております。

上段の広報関係業務は、テレビ、広報誌、メールマガジンの制作及び熊本地震支援への感謝や復旧、復興の状況を全国向けに媒体を活用して発信するための制作委託業務でございます。

また、下段の首都圏広報業務は、マスコミ業界に通じたPR会社を活用して、首都圏向け効果的な広報を行うパブリシティサポート業務でございます。いずれも新年度当初から実施できるように、本年度内に業務委託契約を締結する必要がありますが、企画コンペの実施等により、契約締結まで期間を要するため、11月議会で提案させていただいております。

広報グループは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

同じく9ページの下半分をお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラストの利用許諾事務を新年度当初から委託する費用として、限度額2,355万円余を設定するものでございます。

下段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を新年度当初から委託する費用として、限度額1億9,527万円を設定するものでございます。

これらの債務負担行為の設定により、特に年度初めのイラスト利用や出勤依頼への回答をよりスムーズに行いまして、依頼者の利便性の向上を図るものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○井藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

防災総務費のうち、防災センターの設計委

託料について、1億3,400万円余の繰越明許費の設定をお願いするものです。

この防災センターにつきましては、県央広域本部との合築により整備することとしており、建物本体の設計は、年度内の完了に向けて計画的に進めております。

一方、県道からの乗り入れ口など外構部分の設計に時間を要し、全体設計が年度内に完了しないおそれがあることから、今回繰越設定をお願いするものです。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小原人事課長 人事課でございます。

説明資料12ページの上段をお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

行政職員初任者研修バス等の賃借でございますが、新規採用職員等の初任者研修を来年4月1日から実施することとしており、バス等の借上げにつきまして、年度内に契約等の手続を終える必要があることから、限度額220万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

12ページの下の方をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。まず、上段の財産管理費としまして、10億100万円余の繰り越しを計上しております。これは、県庁舎の設備更新や鹿本総合庁舎へのLED導入、天草総合庁舎等への保健所機能集約化などのほか、6月補正予算により実施しております県有施設壁面等緊急点検にかかる経費でございます。工事入札の不調や関係先との工事日程の調整に時間を要したこと、また、壁面等緊急点検については、現場の状況に応じ

想定外に足場を組んでの作業が必要な場合もあるなど、不測の時間を要していることなどにより、やむを得ず来年度に繰り越すものでございます。

次に、下段の総務施設災害復旧費としまして、7億1,400万円余の繰り越しをお願いしております。これは、熊本地震で被災した庁舎の復旧等に要する経費でございますが、県庁舎の災害復旧工事において、庁舎各階の使用状況を考慮し、日程を調整しながら工事を行っている関係で不測の日数を要していることや、防災センターと合築して整備する県央広域本部庁舎の設計委託において、先ほど危機管理防災課から説明がありまして、県道からの乗り入れ口等の外構部分の設計に時間を要することなどから、繰越設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村私学振興課長 私学振興課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、熊本時習館特別支援相談員派遣事業は、発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、特別な支援が必要な生徒に関する助言等の支援を行うものでございます。

次の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材を育成するため、海外チャレンジ塾により、海外を目指す中高生を対象とした海外進学に必要な英語力向上のための講座等を実施するものでございます。いずれも、4月から切れ目なく継続して、生徒や学校への支援を行うには、年度内に委託契約を締結することから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

同じく13ページの下段をお願いします。

消防指導費につきまして、800万円の繰越明許費の設定をお願いしております。これは、消防学校の教育訓練機能強化事業に関するものでございます。

県消防学校では、実践的な火災対応訓練施設の整備を行うこととしており、今年度、基本計画の策定と実施設計を行っております。

このうち、実施設計については、基本計画により施設の配置等を決定した上で着手する必要のあることから、年度内の実施設計の完了が困難であるため、繰越設定をお願いするものでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料は、次の14ページをお願いいたします。

自動車取得税交付金で1億4,500万円余をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

この交付金は、自動車取得税収の10分の7を市町村に交付するものでございます。

当初予算におきましては、この税収額を国の地方税収の見込みを参考に見込んでおりましたが、実際の税収が上回っておりますので、交付金につきましても増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の16ページ、上段の表をお願いします。

計画調査費につきまして、600万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

これは、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等の過年度、平成30年度補助金の確定に伴う国庫返納金でございます。

続きまして、下段の表をお願いします。繰越明許費でございます。

1項目めの「環境首都」水俣・芦北地域創造事業でございますが、水俣市が行います生態系に配慮したなぎさ造成整備事業において、事業着手に必要な公有水面埋立免許に関する手続に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、1億4,800万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の万日山緑地公園管理運営費については、ことし7月の豪雨により、万日山緑地公園でのり面崩落の被害があり、崩土箇所を補修を実施する事業で、ことし9月議会で増額補正したものです。万日山緑地公園が風致地区内にあり、工事に係る風致法の手続等に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、500万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の立野・黒川地区地域再生等支援事業でございますが、黒川地区の復興のため、南阿蘇村が行う旧長陽西部小学校改修事業において、旧長陽西部小学校住民と東海大学の学生等との交流活動拠点として活用するための基本計画策定に時間を要したことから、年度内の設計完了が困難となり、400万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

資料の17ページ上段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

県立劇場施設改修事業として、令和2年度に限度額7億200万円余の設定をお願いして

おります。

県立劇場では、平成28年度から12年計画で、県立劇場保全計画に基づく改修工事を行っております。

令和2年度実施予定の改修工事は、約4か月半の休館期間が必要となる工事です。県立劇場では毎年、年度末に多くの県内大学等の卒業式の利用がなされており、仮に年度末期間に工事で休館いたしますと、学校関係者初め、多くの県民に不利益が生じてしまうこととなり、それは避けたいところです。卒業式シーズンが始まる前に工事を完了するには、工程上、今年度中の契約手続開始が必要であるため、今回、債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

17ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

五木村振興道路整備(受託)事業1億2,900万円余について、橋梁整備に伴う河川管理者との協議に時間を要し、事業の年度内完了が困難となるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

資料18ページ上段をお願いいたします。

計画調査費で2億6,500万円余を増額計上しております。

右の説明欄をごらんください。

まず、交通整備促進費通常分の地方公共交通対策事業といたしまして、熊本電気鉄道が実施する安全輸送設備の整備に対する助成に要する経費700万円余をお願いしております。

す。

次に、空港整備促進費(地震対応分)の阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業としまして、来年4月の空港運営事業開始に伴う熊本国際空港株式会社への出資金2億5,700万円余をお願いしております。

続きまして、次の表をお願いいたします。繰越明許費の設定でございます。

南阿蘇鉄道災害復旧支援事業の2億8,400万円でございますが、立野―長陽駅間に位置する第一白川橋梁の詳細設計等に不測の日数を要し、被災橋梁撤去のための仮設工事等について、本年度内の完了が困難となったため、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業として、限度額1億3,200万円余の設定をお願いしております。これは、本庁と地域振興局等を結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る令和2年度の業務委託につきまして、令和2年4月1日から委託するために、本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○大石管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定に関してでございます。

21ページと22ページの事項欄に記載してお

ります給食業務など4業種につきましては、全庁的に共通するものですので、当課で一括してお願いしております。

今回は、令和2年4月から引き続き業務を継続するために、年度末までに契約を行っておくことが必要なもののうち、契約事務に相当の期間を要するものにつきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、債務負担行為の追加でございますが、これは、消防学校や農業大学校など5件の給食業務の委託にかかわるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

上段の県有施設等管理業務につきましては、県庁舎や振興局庁舎の清掃や設備機器の保守点検など、全部で154件分の業務委託で、限度額41億4,000万円余となります。

中段の情報処理関連業務ですが、これは、県庁ホームページリニューアルや防災情報ネットワークシステムなど、情報システムの開発、維持管理等にかかわる21件分の業務委託で、限度額5億4,200万円余となります。

最後に、下段の事務機器等貸借ですが、これは、財務会計システムサーバーのリースなど計13件分の業務委託で、限度額47億5,900万円余となります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○小原人事課長 人事課でございます。

続きまして、条例案について御説明させていただきます。

説明資料23ページをお願いいたします。

第7号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料25ページ、条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び分収林特別措置法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容をお願いいたします。

(1)は、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合は、当該市町村の長に協議をしなければならないとされており、今回、協議が整った事務について追加するものでございます。

アの火薬類取締法等に基づく火薬類の譲渡または譲り受けの許可等に関する事務について、新たに錦町を含む6町村に移譲するものでございます。

イの分収林特別措置法に基づく分収林契約の変更の届け出の受理に関する事務及びウの浄化槽法に基づく浄化槽の使用の休止の届け出の受理に関する事務につきましては、法改正で新たに創設された事務で、イについては、これまで移譲を行っている熊本市を含む5市町、ウについては、人吉を含む39市町村に対して当該事務を新たに移譲するものでございます。

(2)は、分収林特別措置法の一部改正等に伴う規定の整理でございます。

先ほどの分収林特別措置法及び浄化槽法の改正による事務の創設に伴い、条項ずれ等が生ずるため、規定の整理を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日から、(2)の一部は公布の日からとしております。

続きまして、説明資料、追加提案分をお願いいたします。

13ページでございますが、第40号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、最終ページから2枚

目、48ページをお願いいたします。

条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、本年10月の人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行いますとともに、知事、県議会議員や教育長など特別職の期末手当の改定等を行うものです。

2の改正する条例でございますが、今回(1)から(9)までの関係する条例9本を一括して改正いたします。

3の主な改正内容でございますが、まず(1)一般職の職員の給料表の改定につきましては、高卒程度の初任給を1,900円、大卒程度の初任給を1,500円引き上げるなど、若年層の職員が在職する号級に係る給料月額を引き上げを行うものでございます。

次に、(2)の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。

アの表は、令和元年度の年間支給月数について0.05月分引き上げ、一般職については4.45月から4.5月、特別職については3.35月から3.4月とし、その引き上げ分を12月期に支給するものでございます。

イの表は、この年間の支給月数を、令和2年度からは6月と12月の各支給期に均等に割り振ることとしております。

次に、(3)の住居手当の改定につきましては、住居手当の対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円から1万6,000円とし、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円から2万8,000円とするものでございます。

なお、職員への影響を考慮し、令和2年度から令和4年度までの経過措置を講じることとしております。

49ページをお願いいたします。

施行期日でございます。

(1)は、給料表の改定について、公布の日から施行し、平成31年4月1日にさかのぼって適用することとし、(2)は、今年度の期

末・勤勉手当の改定について、公布の日から施行し、令和元年12月1日にさかのぼって適用することとしております。

(3)は、令和2年度からの期末・勤勉手当の改定及び住居手当の改定について、令和2年4月1日から施行することとしております。

人事課からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

説明資料は、冒頭提案関係にお戻りをいただきまして、26ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

27ページで説明をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございます。

建築士法の一部改正に伴いまして、建築士免許登録及び試験受験の際の実務経験審査手続が厳格化をされましたことから、手数料の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございます。

審査事務に要する時間の増加等に伴いまして、建築士免許手数料及び建築士試験受験手数料を増額させていただくものでございます。

なお、これらの改定は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令と同様の改定でございます。

施行期日につきましては、法令改正の施行日に合わせまして、令和2年3月1日としております。

その他でございますけれども、条例の施行日より前に試験に合格した者に対する手数料につきましては、改正前の額とする等の所要の経過措置を定めるものでございます。

以上がこの条例の関係でございます。

続きまして、資料36ページをお願いいたします。

議案第22号、当せん金付証票の発売につい

てでございます。これは、いわゆる宝くじにつきまして、令和2年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

当せん金付証票法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

発売総額につきましては、今年度と同様に110億円以内としてございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料は、同じ資料の28ページにお戻りをお願いいたします。

第9号議案、熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

29ページをお願いいたします。

条例改正の趣旨は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、関係条例の規定を整理するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、法改正によりまして、法律名の変更、また、条項のずれが生じておりますので、それを引用する3つの条例について、規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日または改正法の施行日のいずれか遅い日としております。

以上でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

第10号議案、熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

31ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、水とみどりの森づくり税につきましては、条例の附則において、平成31年度を目途として必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものと書かれております。

今回、この規定に基づいて検討を行いました結果、今後も継続することとし、それに伴い必要な規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、令和6年度を目途として、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

次の32ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり税につきましては、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税として、平成17年度に導入をしているものでございます。

税収の推移は、2に記載のとおりでございます。

この間の取り組みは、3のとおり、(1)から(3)、まず、再造林支援などによる水源涵養機能などを発揮するための森林づくりや、(2)の住民団体の活動支援などによる担い手の育成、(3)の県産木材の利用による景観づくりの支援など、地域景観づくりに取り組んできております。

また、4にありますとおり、最近の情勢の変化といたしましては、今年度から森林環境譲与税の譲与が開始されております。国からの譲与の割合としましては、市町村が8割、県に2割、将来的には市町村9割、県は1割になりますが、県におきましては、法に基づきまして、この譲与税を財源として市町村が行います新たな森林管理システムに係る支援等を行うこととなります。

5の今後の対応についてでございますが、水とみどりの森づくり税につきましては、①、②のとおり、熊本地震等の経験を踏まえた県民の安心、安全の確保や森林資源の再生などの重点的な展開や無断伐採への対策の強化など、森林環境譲与税では十分に対応でき

ないような課題に対して、今後とも対応を進めていく必要がありますことから、現行制度を維持するというようにしております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

第11号議案、熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

34ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、産業廃棄物税につきましても、条例の附則で、平成31年度を目途とした検討の規定が設けてあるところでございます。今回、この規定に基づきまして検討を行いました結果、今後も継続することとし、必要な規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、令和6年度を目途として、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

35ページをお願いいたします。

1に書いてございますとおり、産業廃棄物税は、九州地方知事会の中で、九州各県共同による導入に関する合意を踏まえまして取り組んでいるものでございます。法定外目的税として、17年度から導入しております。

税収等の推移については、2に記載のとおりでございます。

3にございますが、産業廃棄物税に係る推移としましては、税の導入前に比べて、再生利用量の割合は上昇しており、最終処分量の割合は低下をしているという状況でございます。

この間、使途事業としましては、そこに①から③に記載しておりますが、コーディネーター等の企業訪問などによりまして、3Rの推進、それから、②にありますとおり、最終処分場の立地市町村に対する補助などを行っ

ております。

また、③にありますとおり、事業者研修やエコアくまもとでの環境教育などの啓発活動に取り組んできているところでございます。

今後の対応でございますが、引き続き本税を活用し、産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用を進める必要がございます。また、九州各県も継続予定であり、共同して取り組んでいく必要があることから、現行制度を維持するというようにしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、発言者の方は、マイクに少し近づいて声を大きくして発言いただきますよう、お願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、冒頭提案関係の32ページです。水とみどりの森づくり税について御説明いただきましたけれども、これまでのこの税の用途、果たしてきた役割というのは、非常に重要だと思っておりますけれども、一方では、御説明ありましたように森林環境譲与税がつくられてですね、そことの違いは、今御説明いただきましたけれども、それはそれとして、やっぱり必要だろうと思っておりますけれども、これ他県でこのように、今までうちの県みたいに水とみどりの森づくり税で県税を取っていたところで、森林環境譲与税が創設されることによって、継続している県もあればなくしている県もあるんじゃないかと思ひます。その辺の状況を教えていただ

きたいと思ひます。

○増田税務課長 税務課でございます。

まず、本県の税と同じような税を導入している県が37府県ございます。それと、横浜市を入れて38団体というところでございます。

今回、見直しに当たりまして、各県の状況はお伺いをしたところですが、今のところ廃止等の動きは聞いておりません。

○鎌田聡委員 じゃあ、他県も多分同様の考え方ということなんですよ。そういうことでいいんですかね。

○増田税務課長 先ほども御説明しましたとおり、譲与税につきましては、8割が市町村、将来的には9割が市町村に配分されるということで、その税の帰属先というのが、本税は県で、譲与税は基本はもう市町村ということですので、基本的にはそのようなことかと思っております。

○鎌田聡委員 やっぱり先ほど言いましたように、この税が果たしてきた役割というのは非常に私も重要だろうと思っておりますので、ただ、やっぱりよくよく説明しないと、同じような税を取られて、どうなっているんだということもありますから、しっかりとその辺は県民の理解を得られるような取り組みと、しっかりとその税がいろんな事業で効果が出ているということをPRしていかなくちゃならないなと思ひますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点。この決算状況を見ますと、年々税収が上がってきているんですよ。このまま当初から比べますと、1億何がしか上がっていると思ひます。これ、どういう要因で税収は上がってきているんですか。

○増田税務課長 水とみどりの森づくり税に

つきましては、個人県民税と法人県民税の均等割に上乘せをして課税をしているということです。大もとのその個人住民税と法人県民税ですね、こちらの税収が、要は伸びてきているというのが大きなところ、要は課税対象の方々がふえている、この間はふえてきたということかと思っております。

○鎌田聡委員 かなり対象者が上がってきているんですね、税収は。特段——ちょっと疑問に思ったものですからお尋ねしました。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 県立劇場についてお尋ねしたいんですけれども、先般、岩下委員からも幾つか質疑があっていたようでございますが、先日、熊本城ホールがオープンしまして、あちらのほうに行ったんですけれども、すばらしい施設でございまして、かなり県立劇場に与える影響ですね、大変危惧したんですけれども、かなり大きな影響が出やしないかということを感じたんですけれども、当事者としてどういった受けとめをされていますか。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 県立劇場は、芸術文化の専用ホールとして、県内外から非常に評価が高いというのがございます。今までの利用率も高く、最新の情報で、最近ひょっとして熊本城ホールがオープンしたことによってキャンセルが出たかとか、そういうことを聞いてみましたがけれども、特段そういう動きはないという話でございます。

最長14カ月前に予約が可能ですので、14カ月前に今予約されている方がキャンセルということは多分ないんでしょうけれども、すみ

分けを熊本城ホールは、何と言いますか、ロックコンサートですとか、ああいうふうなホール、それから県立劇場は、特にクラシックの団体ですね、そういう団体から非常に高い評価を受けているというところで、すみ分けはできると考えております。

ただ、コンベンション機能ですね、そちらについてはちょっと影響があるかなとは思っているところでございます。

○田代国広委員 今のを聞きますと、私が心配する大きな弊害と申しますか、ないと。ただ今後、今から予約が入っていくわけですよ、あっちができましたから。そういったやつについてちょっと心配するんですけれども、課長の答弁ではすみ分け、ある程度はできておるということで、そんな大きな影響はないというふうに理解していいわけですか。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 今のところは、そういうふうなことで考えておりますけれども、状況を今後も注視して行って、仮にその予約状況が下向きになりそうな現象が発生してまいりましたら、さらなる営業活動ですとか、広報に努めてまいりたいと思っております。

○橋口海平委員長 ほかに。

○岩下栄一委員 県立劇場ですけれども、前回委員会でバリアフリーの再研究を御提案したところ、早速対応していただいて、私と一緒に現場を再確認していただきました。仕事の早い文化企画課ということで、心から敬意を表しておりますが、今回の補正予算で改修事業費というのが出ておりますけれども、それは細かく何ですか。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 今回債務負担行為を設定する整備事業の内容は、コ

ンサートホール及び演劇ホールの舞台音響設備改修と演劇ホールの舞台せり機構改修工事の2つでございます。

舞台音響設備というのは、劇場の命と言えるようなものでございますし、演劇ホールは平成15年、コンサートホールは平成5年以来の改修でございます。

もう一つの演劇ホールの舞台せり機構改修工事は、これ、万一故障して事故でもありましたら、人命にかかわるものでございまして、県劇開館以来37年で初めての改修というものでございます。

○岩下栄一委員 さっき田代委員から、ちょっと危惧する御意見がございまして、ごもつともでありますけれども、音響効果が非常にいいというのは県立劇場の売りで、県外からも高い評価が出ていると思うんですね。音響というか、俺は耳悪いけどですね、なかなか、音楽はよく聞こえると思います。

そこで、この建物とは違うけれどね、県劇の前の道路の信号機ですね。水前寺側から来ると右折がしにくいんですね、左側通行でどんだん車が来るから。だから、ずうっと渋滞しちゃって。これは、まあ信号機の問題は警察でしょうけれども、何か意見がどこからかあって対応されたことはありますか。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 今のところは、そういうお声はまだ私どもにはちょっと入っておりませんで、県立劇場のほうにはちょっとそういうのが入っているかもしれません。

○岩下栄一委員 そうですか。みんなぶうぶう言いよるですよ。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 さらにちょっとよく注視してまいりたいと思っています。

○岩下栄一委員 お願いしておきます。

○田代国広委員 関連でいいですか。

今の岩下先生の問題ですけれども、実は、私も水前寺からタクシーで行ったら、タクシーが右折できないから左折して、そしてUターンして直進で行くというような方法をとっているんですよ。だから、もう御指摘のとおりで、大変あそこは右折は厳しいのが現実だと思いますので、真剣にそこを検討していただきたいと思います。

○橋口海平委員長 要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号から第11号まで、第22号、第33号及び第40号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第11号を議題といたします。

請第11号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○木村私学振興課長 私学振興課でございます。

請第11号について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものでございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額等を求めるものでございます。

請願事項は3項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取り組みについて御説明申し上げます。

まず1点目は、就学支援金制度に加え、県単独補助予算を維持し、590万円以上世帯への補助や低所得層への入学金補助制度などのさらなる拡充を求めるものです。

現在、県では、低所得層に対し、就学支援金に加えて、授業料減免補助を実施していますが、来年度から、国の就学支援金制度において、年収590万円未満相当の世帯に対する支援の上限額が大きく引き上げられます。

この結果、県内の私立高校生の約6割は、授業料が無償化される見込みです。

また、県の授業料減免補助では、生活保護世帯を対象とした入学金の減免額全額を補助しておりますが、制度のあり方につきましては、今後検討することとしております。

2点目は、補助の対象を授業料のみでなく、施設設備費を含む学費全額に拡充を求めるものです。県では、住民税非課税世帯の生徒に対し、施設設備費を含む授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、最大で13万8,000円の奨学のための給付金を給付しております。

さらに、熊本地震に伴い、平成28年度に創設した被災生徒授業料減免補助では、年収910万円未満相当の世帯を対象として、被災の程度に応じ、入学金を初め授業料や施設設備費の減免に対して補助を行っているところです。

3点目は、授業料等減免額の学校負担分20%を撤廃し、制度を県の直接事業とすることを求めるものです。

このことにつきましては、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨に御理解をいただき、減免を行った学校に対して、県が減免

額の8割を補助する定率補助制度としております。また、減免の利益が確実に生徒に及ぶためには、学校に対し補助を行うことが適当と考えています。

請願の各項目の説明は以上ですが、県としましては、教育環境の充実確保のため精いっぱい取り組んでおります。

なお、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び同保護者会から、私学助成の充実を求める請願がなされ、採択後、国に意見書が提出されております。

9月県議会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月県議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に対し意見書の提出を求めるものでございました。今回の請願は、主として、県に対し予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。請第11号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第11号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○橋口海平委員長 挙手少数と認めます。よって、請第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

A3カラーの総務常任委員会報告資料①をお願いいたします。

創造的復興に向けた重点10項目については、6月の委員会で、5月末時点での進捗状況について御報告しております。

今回は、一部10月末となりますが、11月末時点での進捗状況について、前回からの変更点である赤字の部分を中心に御報告いたします。

なお、各項目については、担当部局よりそれぞれ所管の委員会で御報告させていただいております。

まず、①の「すまい」の再建についてですが、仮設住宅の入居者数は、10月末で2,747世帯、6,314人となり、ピーク時から8割を超える4万1,000人以上の被災者の方が住まいを再建されました。

また、災害公営住宅については、今年度中に1,715戸の整備完了の予定であります。

次に、③阿蘇へのアクセスルートの回復についてです。

国道57号現道ルートについて、2020年度内に開通することが示されました。

また、俵山ルートについては、ことし9月14日に全線が開通しております。

南阿蘇鉄道については、2022年度中に復旧工事を完了し、2023年夏ごろ、全線での運行再開を迎える見通しが示されております。

⑤の益城町の復興まちづくりについてです。

熊本高森線の4車線化については、地権者の約7割の方から契約をいただいております。

また、完成後をイメージしてもらえよう整備を進めているモデル整備地区については、今年度末に整備が完了する予定です。

木山地区の土地区画整理事業につきましては、本年6月と9月に仮換地指定を行い、11月に工事に着工しました。早いところでは、来年6月には、宅地の引き渡しが可能の見通しとなっております。

裏面をお願いいたします。

⑥の被災企業の事業再建についてです。

グループ補助金を申請した事業所の96.9%が復旧を完了されています。残る事業が完了されていない事業者の方やインフラ整備のおくれにより補助金の申請がまだの事業者の方々への対応など、最後までしっかりと対応してまいります。

⑦の被災農家の営農再開についてです。

被災農家の営農再開については、乙ヶ瀬地区の作付開始など着実に進行しており、今年度内の営農再開に向け対応してまいります。

⑧の大空港構想Next Stageの実行につきましては、今議会に空港運営会社への出資金として、2億5,760万円の補正予算を御提案しております。

また、出資とともに非常勤取締役の派遣を行う予定としております。

⑨の八代港のクルーズ拠点整備についてですが、国及びロイヤル・カリビアン社と連携しながら、着実に整備を進めており、8月には、クルーズ拠点の愛称をくまモンポート八代に決定いたしました。

⑩の国際スポーツ大会の成功についてです

が、ラグビーワールドカップにつきましては、本県で行われた2試合も大いに盛り上がり、大成功で終わることができました。

また、先月30日に開幕いたしました女子ハンドボール世界選手権大会につきましては、おりひめJAPANの活躍により、大変盛り上がりを見せております。

そして、決勝戦が行われる15日まで円滑な大会運営を行い、最高の形で締めくくることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

報告は以上となります。

○小原人事課長 人事課でございます。

3件御報告させていただきます。

まず、報告資料②をお願いいたします。

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保についてでございます。

まず、1、法改正についてでございますが、平成29年の地方自治法の改正により、知事は、所管する事務の適正な執行を確保するための方針を定め、必要な体制を整備することが義務化されました。

この改正規定は、令和2年4月1日から施行され、知事は、毎会計年度の評価報告書を作成し、監査委員による審査を経た後に、評価報告書を議会に提出することが求められております。

次に、2、本県の現状・課題について説明させていただきます。

この制度導入が検討された経緯としましては、企業等において不祥事事案が多発したことなどから、会社法や金融商品取引法などで民間企業に対する規定——内部統制制度と言われていますが、が設けられております。

一方、地方公共団体におきましても、財務処理などで不適正な事務処理が発生していることなどから、民間企業と同様の制度を入れることが必要とされ、法定化されたものでございます。

このように、制度導入は法的な義務でございますが、本県の現状、課題を3つ上げさせていただきます。

1点目、行財政改革による職員削減により、職員の年齢構成に偏りが出ており、特に30代から40代前半の中堅層の職員が少なくなっております。

また、熊本地震に伴う業務量の増加に対応するため、他県からの派遣職員、任期つき職員の採用、非常勤職員など多様な人材を任用しており、加えまして、ここ数年、新規採用職員もふやしておりますので、会計事務などにふなれな職員が多くなっているということがございます。

3つ目ですが、組織全体が縮小する中で、以前であれば、中堅職員が若手職員などの事務処理を十分に確認、指導できていたましたが、現在は、事務処理に関する組織的なチェック機能の減少が課題となっており、不適正な事務処理の発生が懸念されるところでございます。

こうした課題に対応するためには、組織的な相互確認の徹底、管理監督者や本庁主管課による支援体制の強化等により、適正な事務処理体制を確保することが必要と考えております。

次に、3、内容について説明させていただきます。

今申し上げました法定化の動きや本県における課題等を踏まえ、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保として制度を導入することとし、来年度から取り組みを開始いたします。

具体的には、業務プロセスの可視化や自主的なチェック機能の強化等を図ることで、リスクの発生を未然に防止するとともに、リスクが発生した場合に適時適切に対応することを通じ、事務処理の適正性を確保することとしております。

期待される効果としましては、1つ目とし

まして、各職員が法令等のルールに従って事務処理を行うとともに、管理監督職がチェック機能を果たすことによる適正な事務処理の確保が図られること。

2つ目としましては、不適切な事案が発生してからの事後的な対応に加え、事前に予防を発見できる体制を整備し、組織全体で取り組むことによるリスク対応力の強化を図りたいと考えております。

3つ目としましては、既存ルールの整理、合理化等を実施することで、業務の効率性が向上し、また、不適切事案を未然に防止することで、不適正事案発生に伴い生じる業務負担の軽減ができると考えております。

そして、不適正な事務処理が発生しないことにより、県民の県政への信頼性の向上につながると考えております。

資料の裏面をお願いいたします。

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針でございます。

1、目的及び取組みの方向性でございますが、(1)の業務の効率的かつ効果的な遂行や(2)財務報告等の信頼性の確保といった4つの目的ごとに、これまで説明してまいりました内容を方向性として整理しているものでございます。

2、対象とする事務は、県が行う事務を対象とすることとしております。

3、体制の整備は、関係する全ての職員が参画した推進体制を整備いたします。

4、整備・運用状況の報告及び公表は、毎年度、評価報告書を作成し、監査委員の審査に付すことや議会への提出、公表を行うことを記載しております。

最後に、5、方針の見直しとしまして、本県を取り巻く状況の変化や整備・運用状況などを踏まえ、必要に応じ、方針の見直しを行ってまいります。

なお、この方針につきましては、年内には公表させていただき、来年4月からの制度開

始に向け、職員への周知など必要な準備を進めてまいります。

次に、報告資料③、会計年度任用職員制度について説明させていただきます。

まず、1、概要でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の任用を開始する予定としておりまして、制度構築に向けた現在の検討状況について報告させていただきます。

2、会計年度任用職員の制度内容でございますが、まず、(1)任用、休暇については、①の任用形態でございますが、常勤職員と同様の勤務時間に勤務するフルタイム会計年度任用職員、短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員の2つの形態がございます。

②の任用期間につきましては、1年以内とし、採用の日からその日の属する会計年度の末日までの期間内で定めることとなります。

③の休暇につきましては、国の非常勤職員と同様といたします。

次に、(2)給与制度でございます。

①の給与の種類につきましては、毎月支給する報酬等のほか、常勤職員と同様、6月期と12月期に、職員の勤務期間等に応じ、それぞれ最大1.3月を支給いたします。

また、初任給調整手当、特殊勤務手当等を支給することとしております。

②の報酬等の決定方法についてでございますが、現在、人事委員会において制定準備を進めております規則により、一般事務職や保健師などの職種ごとに、報酬等の上限と下限に相当する号給を定めることとしております。

また、報酬等の額につきましては、公務経験等に応じ決定することとしております。

③の通勤手当、費用弁償についてでございます。

フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員と同様の通勤手当を支給し、パートタイム

会計年度任用職員には、通勤手当に相当する費用を弁償することとしております。

以上の内容につきまして、具体的な例で裏面で説明させていただきます。

これは一般的な例として、補助的業務を行う一般事務職で、月20日、週29時間勤務するパートタイム会計年度職員の場合をまとめたものでございます。

なお、表の右欄には、現行の非常勤職員の状況をまとめて記載しております。

まず、表の左側上段の任用関係をごらんください。

選考により能力実証を行った上で任用し、任期は1年となります。なお、これまでは、通算3年間任用された後の再度の任用には、一定の経過期間を必要としておりましたが、今回の制度見直しにより、選考を経た上で経過期間を置かずにより再度任用することが可能となります。

次に、中段の休暇関係をごらんください。

先ほど説明させていただきましたように、休暇については、国の非常勤職員と同様の休暇を設けることとしております。例に挙げておりますとおり、これまでも付与されておりました年次有給休暇を初め忌服休暇、結婚休暇など9種類の有給休暇を設けることとしております。また、新たに育児休業制度も設けることとしております。

次に、下段の給与関係をお願いいたします。

先ほど説明させていただきましたように、職種ごとに報酬等の上限と下限に相当する号給を定めることとしております。例示しております一般事務職におきましては、国が示しましたマニュアル等に基づき、常勤職員の選考採用の高卒初任給である1級5号相当から、試験採用の大卒初任給である1級29号相当までの範囲で定めることとなります。

これにより、年収は、約158万円から198万円の範囲となり、お示ししている事例では約

170万円、現行よりも約21万円増加する見込みでございます。

月収は、公務経験等に応じ、約11万円から約13万円の範囲で決定することとなり、お示ししている事例では、11万5,000円となっております。

また、今回の制度導入に伴い、新たに期末手当を支給することとなっております。勤務期間に応じ、年間最大2.6月を支給することとしております。

さらに、通勤手当に相当する費用弁償につきましては、これまで、交通手段を問わず、通勤距離に応じて支給しておりましたが、今回、常勤職員に準じ、交通手段に応じた額を支給することとしております。

それでは、表のページにお戻りいただきます。

(3)の県財政への影響でございます。

本制度の導入に伴う所要額につきましては、現在、予算編成作業中であり、2月議会の当初予算において説明させていただくこととなりますが、今年度の臨時、非常勤職員の人数や報酬等の水準で試算しますと、新たに支給することとなる期末手当などにより、令和2年度は4億円程度、令和3年度以降は毎年度7億円程度が増加すると見込んでおります。

なお、制度導入に関する地方財政措置につきましては、総務省において、会計年度任用職員制度施行に伴い必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行うとされているところでございます。

最後に、3、導入に向けた対応についてでございます。

これまで、6月定例会において議決いただきました関係条例の新設、改正以降、制度構築に向け、人事委員会など関係機関と連携しながら、着実に準備を進めてまいりました。

今後のスケジュールとしましては、人事委員会における規則制定など関係規定を整備す

るとともに、2月定例会における関連予算の提案を経て、来年6月には制度運用を開始する予定でございます。

会計年度任用職員の導入は、本県における人材確保の観点からも重要な取り組みと考えております。報酬等の水準に限らず、期末手当等の支給や休暇制度の拡充なども含めた全体的な処遇改善を図ってまいります。

続きまして、報告資料④をお願いいたします。

市町村における技術職員不足への対応についてでございます。

人口減少や少子高齢化が深刻化する2040年に向け、市町村においては、限られた予算や職員の中で、いかに行政サービスを継続していくかが大きな課題となっております。

現在、県においては、市町村の御意見もお伺いしながら、市町村を支援する垂直補完のあり方など、さまざまな検討を進めております。

また、県議会におかれましても、地域対策特別委員会を設置し、審議いただいているところでございます。

本日は、県として実施する方針を決定しました市町村における技術職員不足への対応について説明させていただきます。

1、背景・課題でございますが、県内では、小規模市町村を中心に、交通インフラの維持補修など専門的な知識が必要な分野において、技術職員が不足している状況でございます。

これは、市町村の組織規模などから、技術職員の採用自体が難しいことやその後の人材育成、人事管理などの難しさなどが要因として考えられます。

市町村における技術職員不足への対応には、県による市町村事業の受託や県からの技術職員派遣による支援が有効であると考えております。

2、支援スキームとしましては、県職員を

上乘せして採用し、育成を図りながら事業受託や職員派遣など、市町村の要望に応じた支援を行う仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

今後、市町村の意見をお聞きするとともに、県における採用状況や国からの財政措置の状況も踏まえながら、令和2年度からの段階的な実施に向け、制度設計を進めてまいります。

人事課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

報告資料⑤の川辺川ダム問題についてをらんください。

球磨川治水対策協議会についてでございます。

球磨川の治水につきましては、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水に対応できるよう、国土交通省、熊本県及び流域市町村で、平成27年3月に球磨川治水対策協議会を設置しまして、協議を続けております。

去る11月13日に、第4回整備局長・知事・市町村長会議を開催いたしました。

その概要でございますが、引き堤を中心対策とする案、河道掘削を中心対策とする案など、効果的と考えられる治水対策の組み合わせ案10案とそれぞれの概算事業費やおおむねの工期、環境、地域社会への影響等が示され、意見交換を行いました。

市町村からは、それぞれの組み合わせ案を実施することで生じる家屋の移転や優良農地の消失、河川や海域環境への影響など、地域社会や環境への影響等について、さまざまな意見が出されました。

今回の協議を踏まえ、今後、組み合わせ案10案を対象といたしまして、さらに議論を深めていくことになりました。

また、会議では、現在実施している国、県

のハード対策や流域市町村のソフト対策の進捗状況についても報告されました。

会議における市町村の主な意見を御紹介します。

錦町、相良村から、地域社会への影響が少ない放水路がよいとの意見が出された一方、下流部の八代市からは、放水路案は市街地等の震災リスクや河川、海域への影響が懸念されるとの意見が出されました。

裏面をごらんください。

また、球磨村、山江村から、スピード感を持った治水対策の検討を望む意見や今後の進め方、まとめ方に関する国、県の考えを尋ねる意見が出されました。

これに対し、国からは、今後は論点を絞り、一刻も早く共通認識を形成したいということ、県からは、さらに議論を深め、共通認識が得られるよう努力することや、流域市町村の意見を伺いながら、ソフト対策の充実強化も並行して進めることを回答しております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

報告資料⑥をごらんください。

県と熊本国際空港株式会社との連携についてでございます。

空港コンセッションにつきましては、7月から運営会社によるビル運営が開始され、来年4月の滑走路や駐車場を含む空港全体の運営開始に向けて、順調に手続が進んでいる状況でございます。

そうした中、将来にわたる県と運営会社との連携体制について、これまで協議、検討を進めてまいりましたが、県議会からの御意見も踏まえ、できるだけ強固で、かつ、実効性が高くなるよう、運営会社に出資し、非常勤取締役を派遣することで、空港運営に直接的

に関与できる体制を構築していきたいと考えております。

県からの出資金につきましては、先ほど11月補正予算として御審議いただいたとおり、出資金総額128億8,000万円に対する2%でございます。2億5,760万円であり、これは、県からの取締役の派遣に当たり、地元企業と同等の比率となっております。

また、空港及び周辺地域の活性化に向けて連携、協力して取り組んでいく事項を整備しましたパートナーシップ協定を来年4月に運営会社と締結する予定でございます。

さらに、県だけではなく、周辺市町村と運営会社との連携も非常に重要でございますので、周辺市町村が直接空港との意見交換ができる場としまして、仮称ではありますが、阿蘇くまもと空港地域連携連絡会議を設置し、空港と周辺市町村の顔の見える関係をしっかりと構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

お手元の報告資料の⑦をごらんください。

今後の情報化施策の推進に関する検討状況について御報告させていただきます。

まず、1の県の計画でございますけれども、県では、熊本県情報化施策推進方針及び熊本県官民データ活用推進計画に基づき、情報化施策を推進しているところでございます。

2の社会動向のところでございますけれども、現下の社会情勢としまして、生産年齢人口の減少、それからデジタル技術の急速な普及、進展がございます。

また、次の国の政策としてでございますけれども、本年5月に公布されましたデジタル手続法、6月に閣議決定されましたIT新戦略では、デジタル技術を活用した行政サービ

スの改革が求められているところでございます。

また、2つ目のポツになりますけれども、平成30年7月の自治体戦略2040構想の報告書、それから本年5月のスマート自治体研究会の報告書では、スマート自治体への転換が求められているところでございます。

3の検討状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、県では、田嶋副知事を本部長とする高度情報化推進本部において、県庁や市町村の仕事のやり方を見据えた情報化の推進や、I o T、A Iなどの革新的な技術の活用促進による生産性の向上等の推進に向けた検討を開始したところでございます。

検討に当たりましては、10年後の県の姿やそれに向けた検討の柱などを設定しまして、施策や取り組みの具体化を検討しているところでございます。

10年後の県の姿としましては、創造性を高める職場環境の実現など、そこに記載しております4つの項目を検討しているところでございます。

また、これらの実現に向けた検討の柱としまして、次の4つを設定しております。

1点目は、庁内における働き方改革や業務プロセス改革の推進でございます。

紙中心の仕事の転換策、時間、空間を超えた仕事環境の創出に向けた具体策、業務プロセスの改革などについて検討してまいりたいと考えております。

2点目は、庁内の情報システムの最適化でございます。

国の情報システムの整備計画の考え方なども踏まえながら、情報システムのあり方について検討してまいりたいと思っております。

3点目は、多様な分野での社会課題の解決でございます。

I C Tを活用した地域課題の解決のための取り組みを全庁的に推進していくために――

全庁的な推進に向けて検討してまいりたいと思っております。

それから、4点目でございますけれども、市町村におけるI C Tの利活用の推進でございます。

スマート自治体への転換に向けた県の支援策などについて検討してまいりたいと思っております。

現在、ペーパーレスによる会議、打ち合わせ等の導入に向けた検討や庁内システムの実態調査、それから予算編成過程における検討などを通じて、取り組みの具体化を進めているところでございます。

今後も、高度情報化推進本部における議論などを踏まえながら、施策の具体化や事業の効果的な推進に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○石川監査監 監査委員事務局でございます。

報告資料の⑧をお願いいたします。

地方自治法改正に伴う新たな監査基準の策定について御説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、資料をおめくりいただきまして、裏面をお願いいたします。

ここに、参考といたしまして、今回策定いたします新しい監査基準の条文の構成を掲載しております。

監査基準と申しますのは、ここにございますように、監査委員が行うこととされております監査の範囲や目的、監査委員の心構えや監査の手続など、監査を行うに当たりまして必要な基本原則を定めたものでして、監査を行う際の最終的なよりどころとなりますものですから、一般的に監査の憲法に当たるものというふうに言われているものでございます。

再度済みません、資料の表のほうにお戻り

ください。

1の策定の根拠、(1)でございますけれども、地方自治法の事務執行の適正を確保するために、平成29年6月に地方自治法が改正されております。

その際、下のほうの括弧書きで掲げておりますけれども、地方自治法の改正概要イメージの左のほうにございますが、監査制度の充実強化というのが法制化されまして、この令和2年4月1日から、各地方公共団体の監査委員は、先ほどの監査基準に従って監査を行うことということとされております。

続きまして、(2)ですけれども、この監査基準につきましては、これまで標準的なものがございまして、各自治体がそれぞれ独自の基準を策定して、それに基づいて監査を行ってまいりました。

しかしながら、今回の自治法の改正を契機といたしまして、監査の実効性をより確保する必要があるということから、全国統一的な監査基準の策定が必要であるというふうにされまして、ことし3月に、国のほうから監査基準につきましては指針が示されたものでございます。

本県は、既に監査に関する基準等を定めておりまして、これまでも、これに基づいて監査等を行ってまいりましたが、今回のこの指針を踏まえまして、新たな監査基準を策定することとさせていただいたものでございます。

(3)ですけれども、令和2年度からは、この新たな監査基準に沿いまして、報告資料②で報告がございました、熊本県における事務的確・適正な執行の確保に関する制度の取り組み状況等も踏まえながら、これまで以上に、より効率的かつ効果的な監査を実施してまいりたいと考えております。

最後に、最下段の今後のスケジュールでございますが、これも先ほど報告②でございました制度と合わせながら、今後、別添の監査

基準を策定、あるいは公表させていただき、令和2年4月1日からの施行ということになります。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、会計年度任用職員制度の検討状況について御報告いただきました。

おおむね今の条件というか、臨時職員の、嘱託職員の条件よりも上がっていくということで捉えていきたいと思っておりますけれども、ところによっては、自治体によっては、その手当を出すことによって月額を落とすとか、それで余り変わらないというところもありましたけれども、県の場合は、若干月額は落ちる部分はありますけれども、総体的には上がっていくという理解でよろしいんですね。

○小原人事課長 人事課でございます。

今鎌田委員が御指摘いただきましたように、本県におきましても、今回の給与の決め方でございますけれども、我々正職員と同じように、学歴あるいは県での勤務経験によって定めるということで、これまでは、同じ業務については同じ金額でということでしたけれども、もともとその制度が変わったということが大きな改正でございます。その中で、月収につきましては、若干下がる方、その学歴あるいは勤務年数等によって下がる方も出てまいりますけれども、その額は、大きい方で1万数千円という方もおられますが、期末手当の支給もございまして、年収では下らないという形の支給を考えていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 わかりました。

あと、その経験によって、この報酬を決めていくということがありますけれども、これはあくまでも、今お話しありましたが、公務経験というのは、県での経験でいいんですか。市町村とかは除外、県でどれだけ勤務した経験があるのかということによろしいんですかね。

○小原人事課長 人事課でございます。

はい、県における勤務経験でございます。

○鎌田聡委員 それと、済みません、あと期末手当が最大で1.3と——各期ですね、ありましたけれども、これは1.3と、まだ下がる可能性もあるんですか。どういう場合に1.3以下になっていくんですか。

○小原人事課長 人事課でございます。

この1.3月が満額の支給になりますけれども、半年間でございますして、6月30日支給、12月10日支給ということで2回支給しておりますが、その支給日の基準日というのが6月1日、12月1日でございますけれども、その前6カ月間の勤務があった場合が1.3月ということでございまして、それよりも短かった場合には、その分割り落とすということになります。

○鎌田聡委員 では、そこは、県での公務経験は関係ない、その基準日に在籍していたかどうかというところの判断でよろしいということがいいんですかね。

○小原人事課長 今おっしゃったとおり、県での勤務がどれだけあったかということが支給の決定する基準になります。

○鎌田聡委員 あと、必要な額が記載をされておりますけれども、これからですね、国の

ほうに求めていかれるということでありまして、大体のその辺の見通しは大丈夫なんでしょうか。

○小原人事課長 今委員がおっしゃったとおり、県としましても、全国知事会等を通して、国のほうに、増額になる分の財政措置をお願いしてきたところでございます。今現在、総務省のほうで予算の折衝をされているということでございますけれども、まだ決定は聞いておりませんが、きちんと措置されるかどうか注視していきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 あと、済みません、それとこれ、他県の状況はいかが、大体こういう内容なんでしょうか、基準的に。

○小原人事課長 人事課でございます。

詳細なところにつきましては、各県の今までの非常勤職員の制度等もございまして、承知しておりませんが、おおむね年収ベースでは下がらないというようなことでの考え方を持たれているんじゃないかと申しますし、基本、国のほうの制度に準じた形での導入でございまして、大きな違いはないかというふうに思っております。

○鎌田聡委員 わかりました。やっぱり今までやってこられた方がぐんと下がるとか、やっぱり不利益な扱いにならないように対応して、国に財源もしっかり求めながら対応していただきたいと思います。

もう1点よかですか。

○橋口海平委員長 はい。

○鎌田聡委員 済みません、川辺川ダム問題で御報告をいただきました。今10案を対象に検討しているということでありましてけれど

も、これ、その前もたしか10案でやってきたと思いますし、結果として、この議論はいつまで、どうやるんですかね。今後も10案でやっていこうということで終わっているんですか。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

10案につきましては、前回の球磨川治水対策協議会第9回の会議で出しまして、今回、首長会議のほうで提案したというような形でございます。直ちに、みんなが合意できるような案はありませんでしたけれども、この10案を今後検討していこうというところでは、皆さんの共通認識が得られたということでございます。この10案で議論を深めていくということになってまいります。いつごろまでというところは、なかなかまだ見通しを立てることはできない状況でございます。

○鎌田聡委員 川辺川ダム事業については、知事がもうやらないと表明して10年たってきて、それから議論もずっとやられてきているんですよね、検討もですね。

10案を私も見ましたけれども、財政的にはなかなか厳しいような状況でございますが、そういったものを含めて、やっぱりいつまでにどうやるかということを決めて議論していかないと、これ、あと10年ぐらいかかるんじゃないかなと思っていますけれども、そういう状況の中で、球磨川の状況というのは、やっぱり気候変動の話もございますし、大変な状況がありますので、手を打つべきところはしっかり手を打っていく必要があると思うんですよ。だから、そういった、もう少しスピード感と、あと、県がこのダム事業をもうやらないと決めたその責任もあるわけですから、やっぱり県がリードしていくということでやっていただきたいと思いますが、この会議自体は県がリードしているんですか、国が

リードしているんですか。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 これは、県と国が共同事務局ということでやっておりまして、どちらがリードというよりも、協議をしながら一緒に引っ張っていっているという状況でございます。

○鎌田聡委員 さっきも言いましたように、やっぱり、多分国と県ときちんと、私は気持ち合っているのかどうかはわかりませんが、やっぱり県がしっかりとリードして、この議論を進めていかないと、多分ずっとこの議論を繰り返すようなことも考えられますので、その辺はしっかりと、やっぱりもう10年以上たったわけですから、もうその議論の結論——結論を得てから、それからまた実行までに時間かかるわけですから、スピーディーにやっぱりやっていただきたいと思いますので。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 スピード感につきましては、十分今後留意しながら進めてまいりたいと思います。

それから、議論していく一方で、今できるハード対策というのは、まだ残されておりますので、それを着実に進める、あるいは今回の台風19号を見てもそうですけれども、やっぱり最後は命を守るというのが最も大切でございますので、そういう素早く避難するような、そういう状況ができるように、ソフト対策をしっかりと地元と一緒にやって進めていくというようなことで、地域の安全性を着実に一方では上げていきたいというふうに考えてございます。

○鎌田聡委員 ぜひよろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 事務の的確、適正な執行というのは、もうしょせんはマンパワーなんです。ね。

そこで、熊本県においては、職員の研修体制というか、動機づけのための研修体制を改めてちょっとお尋ねします。

○小原人事課長 研修体制、本県におきましては、平成20年度ぐらいに不適正経理という問題が生じまして、その後、全職員に対しまして、適正な事務の処理ということで、会計事務の処理ということで、人事課のほうから、毎年度、特定課題研修ということを各所属で実施していただくことにしていますけれども、ここ数年、必ず各所属において、会計事務の適正な処理に向けた研修を実施することによってさせていただいているところがございます。

○岩下栄一委員 効果は上がっていますか。

○小原人事課長 何をもって効果があるかというのは、なかなか難しいところがございますけれども、大きな問題が生じてないというところは思っておりますので、効果は上がってきているものというふうに思っております。

○岩下栄一委員 事務の効率性なんかを学ぶために、民間との人事交流というのはよく言われておるけれども、今熊本県は、民間との人事交流は現状ではどうですか。

○小原人事課長 人事課でございます。

人事交流につきましては、国、省庁あるいは大学、大学院等々には派遣しているところがございますけれども、なかなか民間のほうには、以前は、民間のほうにも派遣していた時期がございますけれども、震災対応等では

なかなか職員の確保が難しいという状況でございますので、職員の確保、震災対応等が落ちましたら、民間との交流等もまた考えていきたいというふうに思っております。

○岩下栄一委員 民間の効率性というやつは、やっぱり学ぶ必要があると思うんですね。そういうことでよろしく願います。

それと、この任用職員ですか、臨時職員というか、今何人ぐらいいるんですか、熊本県は。

○小原人事課長 概数で申しわけございませんけれども、知事部局で2,000名程度いらっしゃいます。

○岩下栄一委員 そんなにいるんですか。昔も、バイトは何かなかですかねって支持者から頼まれるとね、県庁の臨時職員ば頼んでみようかねというて頼めばすぐ採用であってね、いっぱい来よったわけね、みんな。まだ、それが続いているわけね、じゃあ。

○小原人事課長 今岩下委員がおっしゃられたのは、いわゆる補助職員という臨時職員だったと思うんですけれども、本県で、今申し上げました2,000人程度というのは、ほとんどが嘱託職員、一定の業務をやるという部分でございます。いわゆる昔のアルバイトさんのような採用はほとんどないというところがございます。

○岩下栄一委員 それでも2,000人もおられるわけですから、大変なことですか。

○池永幸生委員 資料④についてですけれども、本当に各市町村に専門職がないというのは現実ではなかろうかな。私たちの合志市も、担当課はあってもその専門職、技術職がないというのが現状だと思います。

ただ、このことで、多分土木職あたりの方で、大型の災害が出たとき、そういったときがやっぱり相談が、うちの道路が壊れた、橋が壊れたというような相談があるかと思いますが、そういったときの県の対応として、順番ですね、それと、今町や市がこの制度のことをよく知っておられるのかどうかお尋ねしたいなと思います。

○小原人事課長 人事課でございます。

今回、技術職員の不足への対応ということでもしておりますけれども、これまで、主に事務職員にはなるんですけれども、県職員を各市町村の要望等に応じまして派遣させていただいているということがございます。

特に今回、国土強靱化等の話の中から、ハードの維持補修あたりが、市町村にとっても非常に大きな業務になってくるというふうに理解しております。

その中で、技術職員がなかなか小規模町村になりますと、特に採用もされてないような状況もございまして、採用されても少人数ということで、なかなか専門職同士の育成というのが難しい状況かということで、市町村からも聞いてございます。

その辺をカバーするために、今回、こういう制度を考えているところでございますけれども、実際、来年度、令和2年度からの開始とは書いておりますけれども、委員の皆さん方も御存じのとおり、現在も、まだまだ本県の震災復興業務の事業をするために、かなり職員数は厳しい状況でございます。任期つき職員の採用や、あるいは土木職員につきましては、来年度も他県からの派遣も要請している状況でございますので、なかなか厳しいところではございますが、各市町村の御要望等を踏まえまして、できる限りの対応をしていきたいというふうに考えております。

○池永幸生委員 先ほど岩下委員のほうから

ありましたけれども、やっぱりこれまで県のほうでは専門職がおったんですね。その方たちの嘱託というような形の活用はできるのか。退職された方たちを一定期間だけ、県の職員さんがやるのではなくて、その嘱託の方たちを利用するような案はないのか。

○小原人事課長 先ほどの御質問に1点お答えし忘れましたので、先にそちらからお答えさせていただきます。この制度の周知につきましては、11月8日に知事が記者会見で発表させていただきました。

ただ、詳細な制度はまだ詰まってないというところもございまして、今後、きちんと市町村に対しては説明させていただきたいというふうに考えてございます。それと、退職した職員のことについてでございますけれども、現在も、市町村においては、退職した技術職員を採用されているというところもございまして、これは、退職する職員の意向あるいはその市町村からの要望等を踏まえ、対応できるんじゃないかというふうに考えております。

○橋口海平委員長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで私のほうから1つ御提案がございまして。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果案を取りまとめた上で、2月

定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに委員から何かありませんか。

○吉田孝平委員 ここで私から、災害で家屋等に損害を受けた場合の雑損控除について御提案がございます。

所得税法では、地震、台風等の災害で家屋等に損害を受けた場合は、雑損控除として所得から損失額を控除できます。1年で控除しきれない場合は、最長3年間繰越控除できる仕組みとなっています。

この点、平成23年の東日本大震災の場合は、震災特例法により、雑損失の繰越控除の期間が最長5年間とされており。

今般、熊本県法人会連合会においては、熊本地震も含め甚大な災害が発生しており、被災者の救済につながるよう期間を延長してほしいという要望を国、政府に上げておられます。

また、県議会に対してもお話をいただいているところでございますので、当委員会の発議による意見書を国に提出していただきたいと考えており、本日、意見書案を作成しておりますので、御審議いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○橋口海平委員長 ただいま吉田委員から意見書提出についての御提案がありましたが、吉田委員が意見書案を作成していらっしゃいますので、配付したいと思います。

（意見書(案)配付）

○橋口海平委員長 文案について、それぞれ御一読いただきたいと思いますが、まず、この雑損控除について、現在の状況を執行部から御説明いただけますでしょうか。

○増田税務課長 税務課でございます。

吉田委員の御説明に重複する点はあるかと思いますが、まず、制度につきましては、震災や風水害、それから火災などによって家屋や家財など、日常生活に必要な資産に損害を受けた場合、確定申告を行うことで雑損控除として所得から控除して税を軽減できるということでございます。なお、保険金等の補填がある場合には、その分は差し引いて行うという仕組みでございます。

先ほどもございましたとおり、損害を受けた年の確定申告により手続を行うこととなりますが、控除しきれない場合は、最長3年間は繰り越して控除ができるということでございます。

ちなみに、熊本地震による被害の場合には、今度の年明けの確定申告、これが繰り越しの3年目となるということでございます。

確定申告によるこの雑損控除の適用の状況につきましては、これは、熊本国税局の公表資料によるところでございます2018年度、1年前の申告におきましては、1万3,960の方がこの適用を受けているということでございます。

熊本県法人会連合会におかれましては、その上部団体である全国法人会総連合とともに、毎年、税制に対する提言を国のほうに行っておられます。本件につきましては、ことし初めて盛り込まれたとお聞きしてございます。

近年、全国で自然災害がより甚大な被害が発生しているということを踏まえたものと伺っておりまして、国に対しましては、ことしは10月から11月にかけて、財務省や総務省の政府機関、それから各政党に対して活動をされているとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○橋口海平委員長 ただいまの説明も含め、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで終了いたします。

それでは、委員会から議長にこの意見書を提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛て提出することに決定いたしました。

なお、この後、簡単な文言の修正等については、委員長に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに委員から何かありませんか。

○田代国広委員 その他のその他でいいですか。

○橋口海平委員長 はい、今からです。

その他、何かありませんか。

○田代国広委員 地方創生が叫ばれて久しいですし、そしてまた、今までやっぱり少子化対策ですね。先般も議長会で省庁へ行ったとき、ここの副知事をされた黒田武一郎さんとお会いすることができまして、そこで国の少子化対策についてお話ししたんですけれども、この問題は、一担当課だけではなく、全ての多くの課にまたがるわけですよね。

地方創生もそうだと思うんですが、なかなか少子化にしる地方創生にしる、具体的と申しませうか、目指すべき姿形、全く行政の中で見えてこないということに対して、いささか不満と同時に危機感を持っておる者なんですよ。

特に、私は、限界集落と申しませうか、高齢化率40%近いところに住んでおる関係で、非常に田舎の疲弊を実感しておるわけです。

したがって、地方創生も極めて喫緊の課題として受けとめていただいて、庁舎の中でそういった問題を検討するようなシステムと申しませうか、つくっていくことが大事じゃないかというふうに思うんですけれども。

少子化もしかりです。少子化も、今回、政府に少子化対策の意見書を上げます。あれには財政的な支援を中心に上げてございまして、財政的な支援だけでは、この少子化問題、解決しないという気がするんですよ。ましてや、この問題は国難ですから、与野党問わず一つになって、やっぱり政治が真剣に向き合って対応していく時期にもう来ていると思うんですよ。

ところが、今の国会を見てみますと、ああいう状況ですし、大変政治の劣化を心配しております。

したがって、地方からでもいいから、こういった大事な問題について真剣に議論していくような姿形をつくることが非常に大事だというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○橋口海平委員長 今の意見は、要望というか議会に対しての提案ということで受けとめさせていただいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか——はい。

ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が7件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長